

# 四日市市子ども学習支援事業業務委託

## プロポーザル審査要領

### 1. 審査対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

### 2. 審査基準

四日市市が設置した「四日市市子ども学習支援事業業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という)が厳正な審査を行い選定する。

審査項目及び配点は以下の通りとする。評価点の満点は40点、審査員6名の合計240点とする。

審査項目	審査の視点	配点
事業者・担当者	中学生に対する学習支援の実績	4点
	市並びに関係機関との連携が円滑に行えるか (参加者の出席状況、学習態度や事業の進捗管理等の情報を共有できるか。 緊急時の連絡体制は妥当か)	4点
	地域の教育状況に精通しているか (地域に所在する高校の偏差値等を把握し適切な進路指導等を行えるか)	4点
基本方針	事業内容に対する現状認識 (生活保護世帯等の子どもの学習に関する現状認識)	4点
	プライバシーの保護等に配慮がされているか	4点
実施体制	講師の配置、担当生徒数は妥当か	4点
	学習支援教室は仕様書にある適切な2カ所の位置に設置されるか (適切な位置への設置が困難な場合は、候補者として特定しない)	4点
	学習支援の実施方法は支援対象者にとって有効か	4点
	学校との連携において効果的な提案はあるか	4点
	外的要因により学習支援教室が開講できない場合の有効な代替手段は準備されているか	4点
合計		40点
参考見積	業務コストの妥当性 (提案された業務内容と大きく乖離する場合は候補者として特定しない)	

### 3. プレゼンテーション

- ・委員会を開催し、応募者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
  - ・プレゼンテーションは25分以内とし、質疑応答の時間は別に20分程度設ける。
  - ・出席者は3名以内とし、当事業の担当予定者は、必ず出席し、自己紹介等を行うこと。
  - ・補足資料の配布、パソコン・プロジェクター等の使用は認めない。
  - ・開催時間、会場等の詳細は、後日連絡を行う。(会場は、四日市市役所本庁舎内または四日市市総合会館内を予定している)
- なお、外的要因により応募者が会場に集まることが困難と判断される場合には、インターネット等を利用したプレゼンテーションに審査方法を変更する場合がある。その場合は、参加意向申出者に対して通知する。

### 4. 審査方法

各委員が応募者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、各審査項目に対し0～4点の評価点を付与する。

各委員の評価点を合計した総合得点の最も高い応募者を受託候補者として特定する。

同点となった場合は委員長が決定する。